

10分でわかる 

令和  
7年

# 年末調整

## 書き方ガイド



# この資料の使い方

この資料は国税庁の資料をもとに作成しています。  
年末調整に慣れていない人のために、専門用語はなるべく使わず簡単に説明しています。  
一部簡略な説明となっておりますので、より正確な取扱いについては国税庁の最新の資料をご参照ください。(※)  
また2か所以上から給与の支払いを受けている人は、主たる給与の支払者に書類を提出してください。



## Step 1

自分が書く必要のある  
書類だけをチェック



## Step 2

それぞれの書き方を  
確認する



※本資料は一般的な情報提供を目的としており、個別の税務判断を推奨・保証するものではありません。  
実際の申告や手続きにあたっては、必ず国税庁の最新情報をご確認いただくか、管轄の税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

# 書く必要のある書類はどれ？

## 対象の方

すべての人



すべての人

配偶者がいる



配偶者がいる人

子供や親など養っている家族がいる（扶養親族）

自分または扶養親族が障害者だ

夫と死別または離婚した

ひとり親だ



扶養に関係がある人

生命保険料や地震保険料の支払がある



保険料の支払いがある人

自分の給与収入が850万円超で、自分もしくは家族が特別障害者または23歳未満の扶養親族がいる



年収850万円超ほか

## 書類の名前・該当のページ

① 基礎控除申告書 [P4](#)

③ 扶養控除申告書 [P9](#)

② 配偶者控除等申告書 [P7](#)

③ 扶養控除等申告書 [P9](#)

③ 扶養控除等申告書 [P9](#)

④ 保険料控除申告書 [P17](#)

⑤ 所得金額調整控除申告書 [P19](#)

※扶養親族とは、生計を同じにする親族で、合計所得金額が48万円（給与収入のみの場合は103万円）以下の人を指します。





# ① 「基礎控除申告書」の書き方 (2/2)

- ① 給与の年間収入見込みを書きます
- ② 収入金額から「所得」の金額を計算します
- ③ 副業などがある場合はその所得の金額（見込み）を書きます
- ④ ②と③を合計します
- ⑤ ④の金額を当てはめチェックボックスにチェックし、控除額を決定します
- ⑥ ABCで該当するものがあれば書きます（配偶者控除で使います）
- ⑦ ⑤で求めた基礎控除の額（95万円、88万円、68万円、63万円、58万円、48万円、32万円、16万円）を記入します

## 所得の金額とは？

給与の場合、収入金額から給与所得控除を差し引いた金額です。計算方法は次のページにあります。

## ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	① 円	② 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		③ 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		④ 円

○ 控除額の計算

判 定	<input type="checkbox"/>	132万円以下	(A)	95万円
	<input type="checkbox"/>	132万円超 336万円以下		88万円
	<input type="checkbox"/>	336万円超 489万円以下	(B)	68万円
	<input type="checkbox"/>	489万円超 655万円以下		63万円
	<input type="checkbox"/>	655万円超 900万円以下	(C)	58万円
	<input type="checkbox"/>	900万円超 950万円以下		
	<input type="checkbox"/>	950万円超 1,000万円以下	48万円	
	<input type="checkbox"/>	1,000万円超 2,350万円以下		
<input type="checkbox"/>	2,350万円超 2,400万円以下	32万円		
<input type="checkbox"/>	2,400万円超 2,450万円以下			
<input type="checkbox"/>	2,450万円超 2,500万円以下	16万円		

**区分 I**

⑥  
(左のA～Cを記載)

**基礎控除の額**

⑦  
円

※ 「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。



## 給与所得の計算の仕方

給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、次の表により求めた金額となります。

給与の収入金額(A)		給与所得の金額
1円	～ 650,999円	0円
651,000円	～ 1,899,999円	(A) - 650,000円
1,900,000円	～ 3,599,999円	① (A) ÷ 4(千円未満切捨て) = (B) → ② (B) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円	～ 6,599,999円	① (A) ÷ 4(千円未満切捨て) = (B) → ② (B) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円	～ 8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円
8,500,000円	～ 所得金額調整控除の適用がない場合	(A) - 1,950,000円
8,500,000円	～ 所得金額調整控除の適用がある場合	(A) - 1,950,000円 - 所得金額調整控除





## ② 「配偶者控除等申告書」の書き方 (2/2)

- 配偶者の名前と個人番号、生年月日を記入します
- 基礎控除申告書と同じように、配偶者の収入金額と所得金額を記入します。給与所得金額の計算の仕方は [P6](#) にあります
- 配偶者の合計所得金額（②の太枠内の金額）、年齢で該当する箇所にチェックをつけ、区分Ⅱ欄に①~④を記入します
- 基礎控除申告書の区分ⅠでつけたA,B,C（縦軸）と③区分Ⅱでつけたチェック番号（横軸）で該当する金額を見つけます
- ④で見つけた金額を該当する欄に記入します

あなたと同居している場合は空欄でOK

### ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

① (フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	
		明・大 昭・平	年 月 日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

② 所得の種類	収入金額	所得金額	③ 判定	区分Ⅱ	
(1) 給与所得	円	円			<input type="checkbox"/> 58万円以下かつ年齢70歳以上 (昭31.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》 (①) 配偶者控除
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円			<input type="checkbox"/> 58万円以下かつ年齢70歳未満 (②) 配偶者控除
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		円	<input type="checkbox"/> 58万円超95万円以下 (③) 配偶者特別控除	<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下 (④) 配偶者特別控除	

○ 控除額の計算

		区分Ⅱ										
		④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)」)										
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

⑤ 配偶者控除の額 円

配偶者特別控除の額 円

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。



### ③ 「扶養控除等申告書」の書き方

#### 何のための書類？

それぞれの家庭の事情に応じて、税金の対象になる金額（所得）から差し引く扶養控除等について計算します。

#### 対象になる人

- すべての人
- 源泉控除対象配偶者がいる人
- 16歳以上の扶養親族（養っている子供や親など）がいる
- 本人または配偶者、扶養親族が障害者
- 寡婦
- ひとり親
- 勤労学生
- 本人以外が控除を受ける扶養親族等がいる
- 16歳未満の扶養親族がいる等

#### 記入欄

- 一番上** 欄 [P10](#)
- A** 欄 [P11](#)
- B** 欄 [P12](#)
- C** 欄 [P13](#)
- D** 欄 [P14](#)
- 一番下** 欄 [P15](#)

**令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**

所轄税務署長等	給与を支払者の名称（氏名）	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	令和8年 月 日	
税務署長	給与を支払者の法人個人番号	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所	あなたの氏名	あなたの氏名
市区町村長	給与を支払者の所在地（住所）	あなたの住所又は居所	配偶者の有無	有・無	

以下の各欄に記載する範囲がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生にいずれにも該当しない場合は、下記の各欄を記載しなくても給与支払者に使用していただく。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	非同居者である親族(注1) 注1 注2	異動月日及び事由
A	源泉控除対象配偶者				A	
1					<input type="checkbox"/> 同居者等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上の扶養親族又は20歳未満の親族 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 30万円以上の支払
2	源泉控除対象親族(16歳以上)(※23.1.25以降)				B	
3					<input type="checkbox"/> 同居者等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上の扶養親族又は20歳以上の親族 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 30万円以上の支払
4					<input type="checkbox"/> 同居者等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上の扶養親族又は20歳以上の親族 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 30万円以上の支払
C	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生				C	
D	他の所得者が控除を受ける扶養親族等				D	

(注1) 同居者等とは、同居している親族を指す。同居している親族は、扶養親族の範囲に含めず、扶養親族の範囲に含めない。  
 (注2) 特定扶養親族とは、特定扶養親族であるが、16歳以上の扶養親族又は20歳以上の親族に該当しない親族を指す。  
 (注3) 特定扶養親族は、扶養親族には該当しないが、あなたの所得控除の対象となる。

(付随書類に関する事項(注)の2及び317条の3の2に基づき、給与支払者宛に提出した市区町村長に提出した給与所得者の扶養控除等申告書の記載を本欄で入力してください。)

16歳未満の扶養親族(※23.1.25以後)	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	非同居者である親族(注1) 注1 注2	異動月日及び事由
1					一番下	
2						

(注1) 同居者等とは、同居している親族を指す。同居している親族は、扶養親族の範囲に含めず、扶養親族の範囲に含めない。  
 (注2) 特定扶養親族とは、特定扶養親族であるが、16歳以上の扶養親族又は20歳以上の親族に該当しない親族を指す。  
 (注3) 特定扶養親族は、扶養親族には該当しないが、あなたの所得控除の対象となる。



この申告書は、給与支払者に提出し、あなたの扶養親族等に関する情報を申告するための書類です。扶養親族等に関する情報は、扶養控除等申告書の記載に基づいて、税金の計算に活用されます。

扶養親族等とは、扶養親族、障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、その他所得者が控除を受ける扶養親族等を指します。

扶養親族とは、16歳以上の親族、16歳未満の親族、寡婦、ひとり親、勤労学生、その他所得者が控除を受ける扶養親族等を指します。

扶養親族等に関する情報は、扶養控除等申告書の記載に基づいて、税金の計算に活用されます。

### ③ 「扶養控除等申告書」の書き方 一番上 欄

枠の中に必要事項を記入します。

#### 令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ） あなたの氏名	カナダ スム 金田 進	あなたの生年月日 明・大 48年 1月 1日	世帯主の氏名 金田 進	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; font-weight: bold;">扶</div>
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	あなたの個人番号	1 2 3 4   5 6 7 8   9 1 0 1	あなたの税制	本人	
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所 又は 居所	（郵便番号 108 - 0023 ） 東京都港区芝浦3-1-21	配偶者の有無	有	

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号		老人扶養親族 （昭和11以前生）	令和8年中の所得の見積額	非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 （該当する場合は○印を付してください。）	住所又は居所	異動月日及び事由 （令和8年中に異動があった場合に記載してください。 （以下同じです。）
		あなたとの続柄	生年月日					
源泉控除対象配偶者					円			
主					円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		

◎この申告書は、あなたの給与  
 するために提出するもので、  
 そのうちの1か所にか所  
 この申告書の記載に当たっ  
 お読みください。

枠内にあなたの氏名、個人番号、住所、生年月日を記入します



### ③ 「扶養控除等申告書」の書き方 A 欄

源泉控除対象配偶者がいる場合、枠の中に必要事項を記載します

令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書									
所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ） あなたの氏名	あなたの生年月日 明・大・期 年 月 日				世帯主の氏名	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; font-weight: bold;">扶</div> 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（提出している場合には、○印を付けてください）	
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号 <small>※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。</small>	あなたの個人番号				あなたとの続柄			
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所又は居所 （郵便番号 - ）				配偶者の有無 有・無			
<small>以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。</small>									
区分等	（フリガナ）氏名	個人番号		老人扶養親族（昭和21.1以前生） 特定扶養親族・特定親族（平成16.1.2生～平成20.1.1生）	令和8年中の所得の見積額	非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 <small>（該当する場合は○印を付けてください。）</small>	住所又は居所	異動月日及び事由 <small>（令和8年中に異動があった場合に記載してください。（以下同じです。））</small>	
<span style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 2px;">A</span> 源泉控除対象配偶者	カナダ マエコ 金田 前子	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0	大 平 50 ・ 2 ・ 2		400,000 円		本人と同じ		

◎この申告書は、あなたの  
そのうちの1か所にし  
この申告書の記載に当  
お読みください。

枠内に配偶者の氏名、個人番号、生年月日を記入します

配偶者の令和8年中の所得（収入ではありません）の見積額を記入します  
給与所得の計算方法は [P6](#) をご参照ください

本人と住所が違う場合はその住所を記入します

## POINT /



この控除の対象になる配偶者は、所得者と生計を一にする配偶者で令和8年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が160万円以下）である配偶者に限ります

※2025/10/31訂正



### ③ 「扶養控除等申告書」の書き方 C 欄

枠の中に必要事項を記入します。

本人または扶養親族に障害者がある場合は  
 チェックをつけて人数を記入します

本人が寡婦、ひとり親、  
 勤労学生の場合はチェック

障害者の詳細情報を記載します  
 (名前、障害の程度、交付を受けた手帳と交付日)

**C**

4	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。) 異動月日及び事由 前川 銀次郎 身体障害者2級 身体障害者手帳 令和元年6月6日交付
		一般の障害者				(人)	(人)	
		特別障害者				(人)	勤労学生	※ 配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当するかは、裏面の「4 扶養親族等の範囲」をご確認ください。 (注)1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。 2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。
		同居特別障害者				✓ (1人)		

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記載してください。

D	他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	異動月日及び事由
				明・大・昭 平・令		氏名	あなたの続柄
				明・大・昭 平・令			

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与と所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

「控除などの控除を受け  
 を受けている場合には、  
 ついての「注意」等を  
 記載のしかたはこちら



用語の意味

- 【一般の障害者】 身体障害者手帳が交付され障害の等級が3級～6級など。
- 【特別障害者】 身体障害者手帳が交付され障害の等級が1級・2級など。
- 【同居特別障害者】 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族のうち、納税者その他一定の人と同居している人。
- 【寡婦】 「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人。
  - 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人。
  - 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。

- 【ひとり親】 婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の3つの要件のすべてに当てはまる人。
  - その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
  - 生計を一にする子がいること。この場合の子は、その年分の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。
  - 合計所得金額が500万円以下であること。

- 【勤労学生】 次の3つの要件のすべてに当てはまる人。
  - 給与と所得などの勤労による所得があること。
  - 合計所得金額が85万円以下で、かつ①の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること。
  - 高校・大学・専修学校などの特定の学校の学生、生徒であること。

### ③ 「扶養控除等申告書」の書き方 D 欄



※本人以外が、家族を扶養親族として申告する場合

枠の中に必要事項を記入します。

本人以外の方が控除を受ける扶養親族等がある場合に記入します

同一生計内の家族が扶養している場合、例えば同じ子供について妻が扶養控除を受ける場合はその旨をこのD欄に書きます

この場合、控除を受けられるのは1人だけなので、本人のB欄は空欄になります

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 障害者(区分) <input type="checkbox"/> 一般の障害者 <input type="checkbox"/> 特別障害者 <input type="checkbox"/> 同居特別障害者	該当者 ( ) ( ) ( )	本人 ( ) ( ) ( )	同一生計配偶者 (注2) ( ) ( ) ( )	扶養親族 (注2) ( ) ( ) ( )	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。) 異動月日及び事由 ※ 配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当するかは、裏面の「4 扶養親族等の範囲」をご確認ください。 (注)1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。 2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。	この控除を受ける場合には、「ご注意」等を記載のしなくてはなりません。 		
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記載してください。								
他の所得者が控除を受ける扶養親族等 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">D</span>	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	異動月日及び事由			
	金田 進ノ介 子	子 明・大・昭 令	20・5・5 明・大・昭 令	山梨県甲府市〇〇〇	金田 銀子 妻 山梨県甲府市〇〇〇				
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)									
16歳未満の扶養親族(平23.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族(該当する場合は印を付けてください。)	令和8年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	
	1			平・令				円	
退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。)	令和8年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
				明・大・昭 平・令			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 配偶未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別

### ③ 「扶養控除等申告書」の書き方 一番下 欄

枠の中に必要事項を記入します。

16歳未満の扶養親族（例えば子供）がいる場合に記入します

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなとの氏名	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	氏名	あなとの氏名	住所又は居所	異動月日及び事由
			明・大・昭 平・令						
			明・大・昭 平・令						

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与と所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平23.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなとの氏名	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族(該当する場合は0円を印してください。)	令和8年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
1	カナダ ドウコ 金田 銅子	2 2 2 2 2 2 8 8 8 8 8 8 8 8	子	22・3・3	本人と同じ		0 円	
2				平・令			円	

※ 「令和8年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなとの氏名	生年月日	住所又は居所	差出人者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。)	令和8年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親
				明・大・昭 平・令		<input type="checkbox"/> 寡親族 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 障害者	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別		<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

令和8年中に退職手当等の収入が見込まれる配偶者や扶養親族がいる場合に記入します。

また、この扶養親族について退職所得を除けば給与と所得者本人が寡婦またはひとり親に該当する場合には、寡婦、ひとり親欄にチェックを入れます

**用語の意味**

【寡婦】 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 または 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。(ひとり親に該当する人を除く)

【ひとり親】 婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の3つの要件のすべてに当てはまる人。

- ① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
- ② 生計を一にする子がいること。この場合の子は、その年分の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。
- ③ 合計所得金額が500万円以下であること。



# 4 「保険料控除申告書」の書き方 (1/3)

## 何のための書類？

生命保険などの各種保険料を令和7年中に支払った人の支払額に応じて、税金の対象になる金額（所得）から差し引く保険料控除の金額を計算します。

枠の中に必要事項を記入します。

- ① 生命保険料、介護保険料、個人年金保険料を令和7年中に支払った人
- ② 地震保険料などを令和7年中に支払った人
- ③ 国民健康保険、国民年金などを令和7年中に支払った人
- ④ iDeCoなどを令和7年中に支払った人

### 令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名） <small>※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人）を記載し、1戸記載してください。</small>	（フリガナ） あなたの氏名
控除者長	給与の支払者の法人番号 <small>※給与の支払者の所在地（住所）</small>	あなたの住所 又は居所

保

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	令和7年中の支払総額	令和7年中の支払総額
①				新・旧	(a)	円
一般の生命保険				新・旧	(a)	円
介護保険料等の合計額	A					円
生命保険料等の合計額	B					円
地震保険料等の合計額	C					円
個人年金保険料等の合計額	D					円
iDeCo等の合計額	E					円
計 (①+②) ③					(最高40,000円)	円
計 (①+②+③) ④					(最高40,000円)	円
計 (①+②+③+④) ⑤					(最高40,000円)	円

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	令和7年中の支払総額	令和7年中の支払総額
②				新・旧	(a)	円
地震保険料				新・旧	(a)	円
③				新・旧	(a)	円
国民健康保険料				新・旧	(a)	円
国民年金保険料				新・旧	(a)	円
④				新・旧	(a)	円
iDeCo等の合計額				新・旧	(a)	円
計 (①+②) ⑥					(最高50,000円)	円
計 (①+②+③) ⑦					(最高50,000円)	円
計 (①+②+③+④) ⑧					(最高50,000円)	円

社会保険の種類	保険料を支払った人の氏名	保険料を負担することになった人が本年中に支払った保険料の金額	令和7年中の支払総額	令和7年中の支払総額
③				円
国民健康保険				円
国民年金				円
合計 (控除額)				円

小規模企業共済等掛金の種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額	令和7年中の支払総額	令和7年中の支払総額
④			円
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金			円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金			円
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金			円
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金			円
合計 (控除額)			円

計 算 式 1 (新 保 険 料 等 用) ①	計 算 式 2 (旧 保 険 料 等 用) ②	生命保険料控除額 (①+②+③)
A, C又Dの金額	B又Eの金額	(最高20,000円)
20,000円以下	25,000円以下	
20,001円から40,000円まで	25,001円から50,000円まで	
40,001円から50,000円まで	50,001円から100,000円まで	
50,001円以上	100,001円以上	

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。





# ④ 「保険料控除申告書」の書き方 (3/3)

参考 生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払いがある人

2) 次に生命保険料控除の金額を計算します。

アルファベットの区分に合わせて計算した結果を記入します

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	新たな事業中に支払った保険料等の金額(生命保険料控除対象の保険料等の金額)	前年の控除額
マネー保険	医療	終身	金田 進	金田 前子	新	(a) 80,000 円	
マネー保険	医療	終身	金田 進	金田 前子	新	(a) 30,000 円	
						30,000 × 1/2 + 10,000 = 25,000	
						(a) 30,000 円	(b) 25,000 円
						(c) 40,000 円	(d) 40,000 円
						(e) 80,000 円	(f) 45,000 円
						(g) 21,000 円	(h) 20,500 円
						(i) 23,000 円	(j) 21,500 円
						(k) 0 円	(l) 21,500 円

  

計算式Ⅰ(新保険料専用)※		計算式Ⅱ(旧保険料専用)※		生命保険料控除額計(①+②+③) (最高120,000円)	
A, C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式		
20,000円以下	A, C又はDの金額	25,000円以下	B又はEの金額		87,000 円
20,001円から40,000円まで	(A, C又はD) × 1/2 + 10,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE) × 1/2 + 12,500円		
40,001円から80,000円まで	(A, C又はD) × 1/4 + 20,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE) × 1/4 + 25,000円		
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円		

25,000 + 45,000 = 70,000  
最高額が40,000なので40,000と記入します

②45,000  
③40,000  
大きい方の45,000を記入します

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除については説明を省略します。詳しくは国税庁の案内資料 (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokuso/index.htm>) をご覧ください。



# 年末調整はマネーフォワードクラウドで

年末調整業務をクラウド化することで、書類の入力作業も回収もかたんに。  
従業員はアンケートビューの質問形式に回答するだけで入力作業が完了でき、間違いや記入漏れを防ぎやすくなっています。  
労務担当者はWeb上で提出状況の確認ができるので、リモートワークで年末調整業務が行えます。

## ペーパーレスで 書類の準備がかたん



書類の配布はメールで通知し、入力はWeb上で。従業員が入力した内容がそのまま書類にデータ反映されるので、ペーパーレス化が実現します。

## 従業員はWeb上で質問に 答えるだけでOK



従業員にとっても面倒だった年末調整作業が、アンケートビューを使ってかたんに完了します。

## 回収状況がWeb上で すぐわかる



進捗確認機能で、従業員ごとに書類の提出・未提出がスグにわかります。また、クラウド上で管理しているので、複数人で作業を分担して行うことも可能です。

[資料ダウンロードはこちら >](#)

# マネーフォワードクラウド公認メンバー制度

プラチナ

シルバー

ゴールド

ブロンズ



マネーフォワードクラウド公認メンバー制度とは「**士業と顧問先の生産性向上を支援するパートナープログラム**」です。士業のみならず、個人事業主、中小企業の成長支援に注力していただけるよう、さまざまな特典をご用意しております。※メンバーランクにより特典は変わります。

特典  
01

## 事務所向け 顧問先管理画面の提供

すべての顧問先様が利用しているサービスや活用状況が一覧で確認できる、士業事務様向けの管理画面をご提供します。



特典  
02

## マネーフォワードクラウド 自社利用アカウントの提供

「まずは自社で試してみたい」という士業様向けに、自社バックオフィス用として、マネーフォワードクラウドのサービスをご利用いただけるアカウントを1社分ご提供します。



Money Forward  
クラウド会計

Money Forward  
クラウドBox

Money Forward  
クラウド請求書

Money Forward  
クラウド経費

※これらの他にもクラウド給与など複数ソフトをご利用いただけます。

特典  
03

## 士業事務所に合わせた ご支援・ご提案

- 各種サービスの利用方法・定着サポート
- インボイスなど法令改正に伴うサービス活用方法のご提案
- 学習動画やマニュアルのご提供

公認メンバーの種類によってサポート内容が異なります。



マネーフォワードクラウド公認メンバーの詳細はこちらから

<https://biz.moneyforward.com/mfc-partner/>

公認メンバー



「公認メンバー」に少しでもご興味をお持ちでしたら、お気軽にお問い合わせください

## 無料で資料を確認してみる

Money Forward クラウド

マネーフォワード クラウド  
公認メンバー制度について

サービス内容がすべてわかる //

会計事務所さま向け

サービス資料  
3点セット

サービスの活用例付き

会計事務所様向け

マネーフォワード クラウド会計のご紹介

株式会社マネーフォワード  
Money Forward クラウド

STREAMED  
Money Forward  
サービス紹介

### 会計事務所さま向け サービス資料3点セット

- マネーフォワード クラウド 公認メンバー制度について
- マネーフォワード クラウド会計のご案内
- 紙証憑の自動記帳サービス「STREAMED」のご案内

無料でダウンロード >

## 無料で面談してみる

お時間はどれくらいいただけますか？

18分

ご都合の良い時間をご指定ください。  
UTC +09:00 ソウル、東京

10:30
11:00
13:00
13:30
14:00
14:30
15:00

士業様向けオンライン無料相談

7月

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

### 会計事務所様向けオンライン無料相談では、

「クラウド公認メンバー制度」の登録を検討している事務所様に、「マネーフォワードクラウド」のデモンストレーションや、ご相談などを承っております。

Webからご都合の良い日時をお申し込みいただけます。

無料面談を申し込む >



## ココロ動かすクラウド

効率や便利だけじゃない。

その先にあるお客さまの未来を描くことに、

私たちマネーフォワードクラウドの使命はある。

目指すのは、人が動かす「あたたかいクラウド」。

お客さまとことん寄り添い、対話から課題を見出し、

解決の手段を探求する。

使うたびにワクワクできるサービスで、仕事の質と時間を変え、

お客さまの人生を大きく前へと動かしていく。

本資料に記載された情報はマネーフォワードが信頼できると判断した情報源を元にマネーフォワードが作成したものです。その内容および情報の正確性、完全性等について、何ら保証を行っておらず、また、いかなる責任を持つものではありません。本資料に記載された内容は、資料作成時点において作成されたものであり、予告なく変更する場合があります。本資料はお客様限りで配布するものであり、マネーフォワードの許可なく、本資料をお客様以外の第三者に提示し、閲覧させ、また、複製、配布、譲渡することは強く禁じられています。本文およびデータ等の著作権を含む知的財産権はマネーフォワードに帰属し、事前にマネーフォワードの書面による承諾を得ることなく、本資料に修正・加工することは強く禁じられています。